

会 議 録

会議の名称	第 20 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 28 年 7 月 25 日 (月) 14 : 00~16:00
開催場所	立岩公民館 3 階 中研修室
出席委員	依田委員、岡松委員、高倉委員、深町委員、瀬戸委員、川上委員、守光委員、道祖委員、鶴委員 (代理 : 副所長 松元 様)、宮崎委員、村田委員 (代理 : 副所長 入船 様)、多田委員、中村委員
欠席委員	石原委員、石田委員、小村委員
事務局職員	菅都市建設部長、堀江都市計画課長、田中都市計画課長補佐、榊計画指導係長、大井公園街路係長、久原地域連携都市政策室長、早野計画担当係長、秋山下水道課長補佐、西岡建設係長、都市計画課職員 垣内、永尾、樫、大村、木原 下水道課職員 大庭
	<p>事務局</p> <p>それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さんお揃いになりましたので、只今より第 20 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます都市計画課 課長補佐の田中でございます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、都市建設部部長の菅より一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>菅都市建設部長</p> <p>皆様こんにちは。都市建設部長の菅でございます。</p> <p>都市計画審議会委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より本市行政につきまして、ご理解・ご協力をいただき合わせて感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日は次第書にございますように、報告事項が 4 件ございます。今後の取組みについての内容・スケジュールや経過状況等について報告させていただくものとなっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、飯塚市の将来の土地利用のあり方を左右する重要な案件となっております。</p> <p>本日を含め、今後とも、皆様の忌憚のないご意見を賜りながら、都市計画を決定していきたいと思っておりますので、慎重審議の程、重ねてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、私からのあいさつとさせていただきます。本日は少し時間が長くなるかもしれませんが、よろしくお願い</p>

申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

今回より新しく2名の都市計画審議委員に変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

飯塚市商工会 会長の石原 敬 様、福岡県飯塚県土整備事務所 所長の村田 泰英 様に新しく委員として ご就任いただいております。

就任のご承諾につきましてお礼を述べますとともに、今後ともご協力をよろしくお願い致します。

続きまして、本審議会の成立について、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員16名中、過半数以上の13名に出席して頂いておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。

なお、飯塚市商工会 会長の石原 敬委員、福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長の石田 富雄委員、飯塚市自治会連合会 副会長の小村 義高委員につきましてはご都合のため欠席されております。

そして、福岡県飯塚県土整備事務所 所長の村田 泰英委員につきましては代理で副所長の入船 時弘様に、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 所長の鶴 敏信委員につきましても、副所長の松元 勝美 様に代理で出席いただいております。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしておりました資料として、次第書と委員名簿が1枚ずつ、

資料1「都市計画道路の変更について」が片面印刷3ページが1綴り、資料2「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の集約等について」が片面印刷4ページで1綴り、資料4「飯塚都市計画公共下水道の変更（飯塚市決定）について」片面9ページが1綴りとなっております。

また、当日配布の資料といたしまして、資料3「飯塚市立地適正化計画の策定について」が1綴り、報告第2号の追加資料として、当日配布資料①「飯塚都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画区域マスタープラン）」両面印刷15ページを1綴り、当日配布資料②「筑豊都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」片面・両面印刷混在44ページを1綴り、お配りしておりますので、合計8種類の資料となっております。

ご確認ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ち致しますので、お名前を述べられてからご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思えます。

依田会長、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

皆さんこんにちは。次第に沿って議事を進行してまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。座ったままで進めさせていただきます。ご了承ください。本日は先ほど、事務局より話がありましたとおり、4件の報告事項となっております。

それでは、報告第1号飯塚都市計画道路の変更についてということでこちらの説明を事務局よりお願いします。

報告第1号（堀江都市計画課長）

都市計画課 課長の堀江でございます。

それでは、報告第1号 都市計画道路新飯塚潤野線の変更について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。資料の内容は表紙に記載しておりますとおあり、ページ1が新飯塚潤野線の変更について(都市計画変更の着手報告)、ページ2が都市計画図、ページ3が新飯塚潤野線の都市計画図となっております。

一枚めくっていただいて、ページ1をご覧ください。

都市計画道路新飯塚潤野線の変更について、今回の報告は、都市計画道路新飯塚潤野線の変更の着手に係るものでございます。

1番の都市計画道路新飯塚潤野線の概要について説明いたします。

都市計画道路新飯塚潤野線は昭和44年5月20日に当初都市計画決定された道路でございます。

全体計画延長は2,860mで整備済区間延長2,667m、未整備区間延長193mとなっております。

ページ2の図面をご覧ください。

ページ2の都市計画図に「新飯塚潤野線」の位置を示しております。図面の青く表示した路線が「新飯塚潤野線」になります。新飯塚交差点を起点としまして、飯塚市街地を東西に貫き、潤野の嘉穂高校前に至る幹線街路でございます。

現在、全体計画長2,860mのうち、青く丸で示している区間の約193mが未整備区間となっております。

ページ1に戻っていただいて

2番の都市計画道路新飯塚潤野線の変更理由について説明いたします。

都市計画道路新飯塚潤野線の計画は昭和44年に計画決定されております。

当時の計画では東町橋から御幸町通りまで平面交差となっております。しかしながら、現在の道路基準に合致していないため、道路の勾配や道路の幅員を変更するものでございます。

また、本線の計画に伴って既存の道路の機能を回復する必要があるため、新規に側道の都市計画道路の決定を行うものであります。

つづきまして、3番の都市計画道路新飯塚潤野線の整備効果について説明いたします。

新飯塚潤野線の未整備区間を整備することにより、都市計画道路の本旨であります交通の円滑化や、地域拠点と中心拠点とのアクセス強化を図り、快適に歩行できる道路や、人にやさしい交通施設の改善、さらには、市街地の防災性強化に寄与するものでございます。

本日は、ページ3に新飯塚潤野線の都市計画図を示しておりますが、より分かりやすく見て頂くために、スクリーンを使用しながらご説明をしたいと思います。

説明につきましては担当の方が行いますので宜しくお願いします。

大井公園街路係長

それでは、前の方のスクリーンで、お手元の資料のページ2の航空写真に落とししたものがスクリーンにございます。まず、新飯塚潤野線の概要になります。当初都市計画決定が昭和44年5月20日で全体計画延長が2860mになりますけれども、その場所をまずご説明いたします。我々が今いるところがここの立岩公民館でございます。これが飯塚市役所になります。この部分が新飯塚駅になります。新飯塚駅の交差点を起点として飯塚病院の横を通過して、防災センター、それから嘉麻川橋、東町橋を渡って、今、この部分が未開設の新飯塚潤野線193mになります。ぐるっと回しますけれども、これが昭和通りです。昭和通りを抜けて、ここがよかもん通りと言うんですけれども、本町商店街、こちらが東町商店街、その間をくぐって、飯塚小学校の横の交差点、明治町橋交差点、それを通り過ぎまして、ここが国道201号バイパスの交差点になります。それから、ちょっと遠くなるんですけれども、こちらに嘉穂高校のグラウンドが見えます。全体延長2860mのうち、現在2667mが整備済みという風なことです。この部分がまだ整備が終わってないということで、計画図を外したところです。今現在、この間が193mなんですけれども、

この間が整備されてないということになります。この部分の計画予想図ですけれども、これが 193mの道路というような形になります。続きまして、お手元の資料のページ 1 の都市計画道路の変更理由を少し詳しくご説明いたします。ページ 3 の図面も併せて、航空写真で起こしておりますので、その分でご説明いたします。これが 3 ページの図面を航空写真に起こした図面です。お手元の資料のページ 3 の黄色く塗っている区域の図面っていうのが、ちょっと見にくいですが、こちらでございませう。これが東町橋の交差点になります。こちらが昭和通り、ちょっと見にくいですが、これが郵便局になります。そして飯塚緑道がありますけれども、今現在の計画では、ここにかっこ 18、16 と書いてますけれども、これが道路幅員ですね。当時計画されたのが昭和 44 年の基準でこういう風に計画されております。今回の大きな変更理由っていうのは主に二つあります。一つが東町橋から御幸町橋までの今の計画っていうのは平面交差、この橋のところから御幸町につないで、それから昭和通りにつなぐという風なことになっております。そして、先ほど私が申し上げました一つの大きな理由に、道路の勾配を変更する必要性がございませう。もう一点が道路の中心線の変更する必要性がございませう。先ほど私が申し上げた道路の勾配について簡単な図面を用意しておりますので、ご覧ください。これがですね、道路の縦断という風になります。これが東町橋のちょうど遠賀川の堤防でございませう。赤く塗っている部分が今、大体概略なんですけれども、計画の縦断図、道路の勾配を示した部分になります。青く塗っているこの下の部分が御幸町通りですね。町中の通りになります。ここが昭和通りになります。当初の計画ではですね、東町の堤防から御幸町の通りに道路を結ぶような縦断の勾配になっているんですけれども、大体概略で線を引っ張っていったら、大体 10%ぐらいの勾配になろうかと考えております。しかしながらですね、昭和 44 年当時の道路の基準っていうのがございませうけれども、今現在の道路の基準に合わせてところで計画を練り直す必要性がございませう。計画を練り直したところ、東町橋の堤防の高さから昭和通りに結んだ時の高さっていうのが、勾配がちょっと細かい数字になるんですけれども、7%という風な勾配になります。今の道路の基準に従いますと、道路の最大の勾配ですね、このいろんな設計の側道というような要素はいっぱいあるんですけれども、勾配が 7%までという風なことになります。7%を越せばですね、その基準を越してしまうという風なことになっております。こういった勾配とかいう風な部分については福岡県警さんと協議を進めているところでございませう。いずれにしても、道路を新設、新しく作る場合は、そういった基準を合致させとかないと当然、許可が降りないという風な形になっております。もう一点がですね、道路の中心線の通りっていうのがありますけれども、この黄色い線が当時、計画決定された都市計画道路の線です。実を言いますと、この中心

線がここの昭和通りに対して通ってないという風なことになります。この分についてはですね、福岡県の県警との協議で指摘を受けて、こういう風に道路がガクッと折れるという風なことになりますので、その部分の修正が必要であるということで、その分を計画線に合わせたところが大体このような計画になるかと思うんですけども、ちょっと専門的な図面になりますので、わかりづらいかと思えますけれども、この分が昭和44年当時の都市計画決定された道路、そして今の県警協議の中で進めているのが、このような赤い線になるかと考えております。道路の幅員、幅につきましては車道が10m、歩道が両側3.5mの計17mで、ここについては自転車・歩行者道と。先ほど、説明がありました、ちょっとわかりづらいんですけども、本線の横に側道というのを付けなくてはなりません。今現在ある道路として機能を回復する必要がありますので、こういった側道という風なことも今回の都市計画決定の中で色々変えていく必要があるのではないかと考えております。ページ1のですね、新飯塚・潤野線の整備効果っていうのはこういったものがあるのかっていうことになりますけれども、先ほどの航空写真に従ってご説明したいと思えます。今回、都市計画道路の大きな目的の中で、飯塚市都市計画マスタープランではですね、交通ネットワークの基本方針として、都市間の多様な交通活動を促進するとともに拠点の都市機能や福岡市北九州市、両都市圏の都市機能を円滑に受けられるようにするため、交流の活性化に資する交通基盤の推進、整備及び交通の効率化を図るという風になっております。新飯塚潤野線の担う交通ネットワークっていうのを広域的に見ていきたいと思えます。ちょっとぐるっと回します。見にくいかと思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、新飯塚駅からこちらの方に嘉麻川橋、東町橋、整備が終わっております。横には飯塚病院、防災センターという風な施設が建っております。遠くを覗んでいきますと、ちょっと見にくいかと思えますけれども、これが国道201号バイパスになります。鶴三緒の交差点ですね。今、筑豊試験場ができて、開設が終わっております。実を言いますと、この堤防沿いにですね、国道211号が整備が終わって、ずっと遠賀川沿いにあります。JRの下をくぐって、東町橋を渡って、ここが整備がされてませんので、今、道路のネットワークとしてはどのように行ってるかと申し上げますと、これからアイタウンの方に行くわけなんですね。ちょっと拡大していきます。アイタウンの方に行けば、左折っていうのが出来ない状況になっております。車は直進する以外方法はございません。国道211号は東町橋を渡って、これが国道なんですね、東町の商店街の入り口ですね、こちらの方が国道211号、それから昭和通りを通過してバスセンターに抜けると。これ、現在の道路の幅員が約5メートルほどしかありません。国道と言いながらも、両側の交通の中で人も歩いている、しかも車が通っているという風な状況でございます。一つはそういった交通ネットワ

一クの改善につながります。もう一つは歩行者の安全性確保という部分につきましても、国道 211 号、5 メートルの中に車が通って、人が歩いている。そして、街中の部分に人を誘導するという風な部分につきましてもこの道路を整備する必要があるのではないのかなという風に考えております。最後にもう一点がですね、防災の観点から申し上げますと、この街中ってというのは、ご存じのとおり、非常に狭隘で狭い道路が混在しております。救急医療センター飯塚病院もしくは防災センター等があるにも関わらず、そういったところに緊急車両の出入り口が堤防を通過して街中に行くという風な方向がございませんので、狭隘な道路の解消と緊急医療車両のアクセスという風なことにつながるのではと考えております。かいつまんで申し上げましたけれども、今の交通ネットワークの観点、もしくは歩行者の誘導の観点、防災の観点と大きく分けて3つの観点からご説明を差し上げました。今回、都市計画道路の着手の報告ということで、これで図面の説明を終わります。

堀江都市計画課長

ただいま、担当の方からスクリーンによる新飯塚潤野線の概要の説明をさせていただきましたけれども、今回の報告につきましては、「都市計画新飯塚潤野線の変更」についての、着手の概要報告となります。

今後の予定としましては、警察協議や福岡県都市計画課との協議等を進めていきながら、平成28年度末に向けて、都市計画の変更手続きを行う予定でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号「都市計画新飯塚潤野線の変更」についての説明を終わります。

議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。

報告第1号について説明が終わりました。未整備区間は短いんですけども、非常に重要な道路だということです。

これに関して、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

委員

なかなかわかりやすい説明をいただきましてありがとうございました。一つ気になったのはですね、昭和44年度に計画が作られたって言ってましたけど、その時は基準に合ってたんですよ。昭和通りに入るところの中心線が基準に合ってたんだと思いますよ。なぜ昭和44年から今まで計画が遅れたという理由が明確じゃなかったものですか。今回はこういう風に新たな基準で、せつかく皆さんの同意を得て、オッケーが出れば早急に進めてもらいたいと逆に思うんですよ。ところが昭和44年からずっとほったらかしとったという言葉じゃいいのかな

知りませんが、また同じことを繰り返すんじゃないかなど。言葉は悪いんですが、強制収用辺りも含めて、今日も通ってきましたけど、ここだと思って来たんですけれども、なかなか家屋がいっぱい建ってますから厳しいだろうと思いますけれども、早急に行政代執行辺りも含めて私はぜひやって欲しいなという、進めて欲しいなという意見です。

議長（会長）

ありがとうございました。事務局お願い致します。

堀江都市計画課長

ありがとうございました。今、この計画につきましては昭和 44 年計画をしまして、それ以降、地元の方に平成 3 年から随時、説明会等開いてきた訳ですが、なかなか事業としては着手できなかったという部分があります。ただし今回、事業費がかさみますけれども、市街地内にあるということから、現在、県と協議等しておりますのでこの部分については進めていきたいと考えております。

議長（会長）

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

委員

まず、スケジュールですけれども、今年度末には変更したいということですが、そのようになった場合の後のスケジュールはどうなりますか。

堀江都市計画課長

今年度末にですね、変更の手続きが終わった後ということになりますと、予定ではございますが、測量、実施設計等行いまして、事業認可をいただき、その後、用地買収、家屋の補償等を平成 30 年から予定するように考えております。そうすることによって、事業的には、予定になりますけれども、平成 31 年ごろからかかるのではないかという風に考えております。

委員

そうすると、供用開始はいつごろから、最短というかスムーズにいったとして。

堀江都市計画課長

これについても、現在のところ、予定ではありますけれども、概ね平

成 35 年ぐらいかなと考えております。

委員

先ほど、こういう必要性がある、こういうメリットがありますという説明で、メリットについてはそうだろうと思うところが多かったんですけども、これをやることによるマイナス面というか、デメリットについては検討していることがありますか。

議長（会長）

事務局いかがでしょうか。

堀江都市計画課長

現在のところ、地元の方の説明会等行う中ではですね、メリットというところでの説明をしておりますけれども、特段、説明会のなかでデメリットという部分については挙がってきていない状況にあります。

委員

例えば、飯塚小学校の通学路と交錯するところが生じるのではないかと思いますけれども、子どもの安全とかいう点については、心配な点はないですか。

議長（会長）

事務局いかがでしょうか。

堀江都市計画課長

今回、新飯塚潤野線を事業化することによって歩道等についても整備をしていくということにはなります。

委員

現在ですね、昭和通りには大型車両の進入、通行制限が行われていると思いますけれども、この 193mを整備してつなぐということになればですね、この計画道路全体については大型車両の通行の制限ということになりますか。

堀江都市計画課長

現在ですね、警察との規制では、本町商店街と東町商店街を結ぶよかもん通りですけど、ここにおいて、大型車の通行については規制されておられませんけれども、昭和通りについては大型車両の規制がされておりますので、右左折することが出来ないということになっております。193 mを整備することによって、直進することは可能ですけれども、昭和通

りを右左折する分については警察との協議、判断ということになってくるかと思えます。現在の規制のままでは通られないということになります。

委員

私はもう少しリスクというか、そういったものを探し出してね、それにどう対応していくかということを検討した方がよいのではないかと。今、目に見えないから問題にしないんじゃないかとリスクを探していくという視点での計画の実施が必要じゃないかと思えます。それからもう少しいいですか。これは県事業になると思いますが、事業費としては全体でどれくらい見込まれているのか、また、部分にもよると思うんですけれども、そのうち市の負担金はどの程度発生するのかですね、お尋ねしたいと思います。

堀江都市計画課長

全体事業費ということになりますけど、今から実施設計に入っていくようなことになります。用地の補償費関係がありますので、全体事業費については、今はっきりとしたことは明確には言えませんが、県の事業ということになりますと、市の負担については、4分の1から6分の1ということになります。

委員

部分によってですね、4分の1から6分の1と変わってくると思うんですけれども、今の説明では、この事業費全体ではいくらになるかわからないままスタートするということになるんですか。

議長（会長）

事務局、どうぞ。

堀江都市計画課長

概算では、全体事業費、今の計画上で出してるんですけど、それが工事費とそれと用地費を含めて32億になっております。

委員

それが総事業費ということですね。これに色々利子とかつくんでしょうけど。市の負担金はどれぐらいになると見込まれますか。

議長（会長）

それは先ほど言われた4分の1から6分の1ということのはずです。はい、事務局どうぞ。

堀江都市計画課長

今、概算で 32 億ということでお話しさせていただきましたけど、そのうちの 4 分の 1 から 6 分の 1 の間ということになります。

委員

それからですね、最後にしたいと思うんですけども、これはですね浸水危険区域にですね、通行量を増やそうとする計画にもなる側面を持ってるんですよ。そういった角度からこれを見た場合に先ほども少し言ったんですけども、リスク回避について検討する場面があると思うんですけども、どういった場所でというか、どういったメンバーでそういう風な検討をしたらよいのかなど、思います。もちろん、ここもそうでしょうけど、遠賀川事務所が想定外の事態となった場合のマップも出したりしてますよね。そうしたことも考えて、検討できる場を作った方がいいんじゃないかと思えますけれども、それは意見にとどめたいと思います。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。

ただいま、危険かどうかということについては、県との協議のなかで十分検討していただければと思います。

他によろしいでしょうか。はい、それでは無いようですので、報告第 1 号の審議は終了したいと思います。

続きまして、報告第 2 号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ということで、こちらについて事務局より説明をお願い致します。

報告第 2 号（堀江都市計画課長）

引続き、報告第 2 号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の集約について、ご説明いたします。

資料 2 の 1 ページをお開きください。

1 の概要についてですが、昨年 10 月に改定されました、福岡県都市計画の在り方を示す『福岡県都市計画基本方針』に基づき、現在、福岡県内に 55 の都市計画区域毎にあります『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、以降は「都市計画区域マスタープラン」と言わせていただきますが、福岡都市圏、北九州都市圏、筑豊都市圏、筑後都市圏の 4 つの都市圏に集約され策定されることとなります。

また、それに伴いまして、現在、55 の都市計画区域につきましても、13 の都市計画区域に統合されることとなります。

次に、2 の都市計画区域マスタープランの位置づけについてですが、

図で示すとおり、福岡県が策定するもので、その上位計画には、福岡県の都市計画のあり方を示した「福岡県都市計画基本方針」がございます。都市計画区域マスタープランはその方針に基づき策定されるものでございます。

次に、3は現在の福岡県における都市計画区域の指定状況を示した図でございます。現在は、全体で55区域でございます

4の都市計画区域マスタープランの策定状況につきましては、福岡県のホームページから一部を抜粋しております。区域名の通し番号でもわかるように55都市計画区域に全てに対し、福岡県が策定しております。

なお、飯塚都市計画区域マスタープランは平成23年に告示されたものでございまして、抜粋した他市の全て告示日が平成20年となっておりますが、本市が、合併以降、平成23年に旧筑穂町の一部を都市計画区域に含めたことによる違いでございます。

なお、参考までに当日配布資料①といたしまして、現在の飯塚都市計画区域マスタープランをお配りしております。時間の都合上詳細についての説明は省略させていただきますが、都市計画区域マスタープランは、一体の都市としての整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、福岡県が一つの市町村を超える広域的な視点から、それぞれのまちの将来像を描いて、土地利用のあり方や、道路、下水道、公園などの整備方針、自然的環境の整備保全の方針を定めたものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

5の区域の集約等の検討内容についてですが、その枠組み、つまり区域の検討にあたっては、政令指定都市、中核市として、広域的な交流を図る圏域といたしまして、4つのブロック圏を基本としつつ、都市計画の運用を念頭に置き、境界部を明確化された圏域といたしまして、「福岡都市圏」、「北九州都市圏」、「筑豊都市圏」、「筑後都市圏」の4つを「都市圏」と位置付けております。

その結果、そのことを具体化した左下の図の圏域構造によりまして、現在の55ございます都市計画区域マスタープランを4つに集約することになっております。なお、筑豊都市圏におきます本市の役割につきましては、中心的な都市であることからコアとして位置づけられております。

以上のことによりまして現在、案として示されておりますのが、6の都市計画区域（案）に示しております図でございます。現在の55の都市計画区域マスタープランにつきましては、黒の太線で境界が示され、朱書きの囲み文字で示された4つに集約、55の都市計画区域につきましては、黒の囲み文字で示された13に統合される内容でございます。

県の中央部に位置する本市は、下の表に明記しております、周辺の1

0市町の区域と統合されまして、その区域の名称が筑豊広域都市計画区域となる予定でございます。

なお、今回、県が都市計画区域マスタープランを集約する理由でございますが、当日配布資料②の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の2ページをお開きください。

その下段の「参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性」をご覧ください。

読ませていただきますと「交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しています。これに伴い、生活圏としてまとまりのある地域は、都市計画区域より広いものとなっており、広域の見地からの枠組みが求められています。

また、高次の中核機能を持つ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのものとなっています。

したがって、本県の圏域構造の実態を把握し効果的な都市計画を進めていくためには、福岡県全体を広域的・重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくことが必要です。」以上でございますが、このことが、集約に至った経緯と理解しております。

続きまして、3ページをお開きください。7. 都市計画区域マスタープランの集約等に伴う都市計画法に基づく事務手続きの変更について記載をしております。

まず、(1) についてですが、4つの項目を挙げておりますが、No.1の市町村都市計画マスタープラン、No.2の都市計画審議会、No.3の市町村内における今後の個別都市計画の決定の3項目につきましては、従来どおりで変更はございません。

特に、委員の皆さまに直接関係がございます、No.2の都市計画審議会及び、No.3の市町村における今後の個別都市計画につきましては、区域の集約等により、構成されます市町村であらたに設置、審議するものではございません。従来どおりの市町村毎による設置・審議となります。

但し、No.4の市町村における既決定の個別都市計画につきましては、都市計画区域の統合により、区域名の変更になりますことから、名称変更及び都市施設番号の変更手続きが発生することになります。

では、(2) には(1)のNo.4の具体的な例を挙げております。2ページで説明させていただきましたとおり、飯塚都市計画区域の名称につきましては、「筑豊広域都市計画区域」となる予定でございます。それに伴いまして、例1に記載してありますとおり、すでに都市計画決定されております、飯塚都市計画用途地域の名称は、「筑豊広域都市計画用途地域」に変わり、例2に記載してあります都市計画公園の施設番号につきましても統合による旧市町村の番号の重複をさけるため、番号の桁数を増やす等によりまして、新たな番号を付設する予定です。

なお、これらの変更の手続きにつきましては、都市計画法に基づく軽易な変更該当することから、(3) 軽易な変更で省略可能な手続きの記載のとおり、通常の手続きで必要となります。「案の縦覧」、「意見書の提出」、「意見書の要旨の市町村都市計画審議会への提出」、「県知事との協議又は同意」等につきましては、不要となります。但し、朱書きで記載しております「都市計画審議会への付議」につきましては、必要でありますことから、今回、委員の皆さまに事前に報告させていただいているところでございます。

なお、以上が都市計画区域マスタープランの集約等に伴う都市計画法上の手続きの変更点でございます。そのほか、特段、大きな変更点はありませんが、本市といたしましては、今回の集約により、都市計画区域マスタープランの本来の役割であります「一市町村を超える広域的な見地からの都市計画を定めるもの」に近づくことになるものと判断しており、それにより「住民に最も身近な市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の基に、都市計画の方針を定める都市計画マスタープランの重要性がさらに増すものと認識しております。

最後に4ページをお開きください。今後のスケジュールについてですが、表に福岡県と本市に同じ項目を記載し、それぞれの役割等を記載しております。まず、項目の説明ですが、都市計画区域マスタープランの集約につきまして「都市計画区域マスタープランの改定」、都市計画区域の統合につきまして「都市計画区域の統合」、都市計画区域の統合に伴う名称の変更につきましては「名称変更」と記載しております。

福岡県につきましては、「都市計画区域マスタープランの改定」と「都市計画区域の統合」は県決定の案件でございますので、さきほど説明のなかにもありました軽易な変更には該当いたしません。

そのため、現在、県民を対象に、都市計画法に基づきます案の「法定縦覧」が7月15日～7月29日の期間で行われております。そのため、県からの協力依頼によりまして、本市におきましても、都市計画課の窓口にて縦覧を受付けております。その後、「都市計画区域マスタープランの改定」と「都市計画区域の統合」、それに「名称変更」につきましては、福岡県都市計画審議会に付議され、了承をいただければ12月に告示を行うこととなります。なお、県におきましても、軽易な変更により「名称変更」を付議する理由についてですが、既に決定されております県決定の都市施設等につきましては、福岡県都市計画審議会への付議となります。本市に該当するものとしたしましては、飯塚都市計画公園筑豊緑地などが挙げられます。

続きまして、本市につきましては、朱書きにて記載しております。

さきほど説明させていただきましたとおり、既に決定されております市決定の都市施設等につきましては、軽易な変更手続きとして、本審議会への付議案が必要となります。

現在、対象となる都市施設等の洗い出し作業をしており、10月に開催予定の本審議会に付議させていただく予定です。了承をいただければ、県と告示日を同一にするとの方針によりまして、12月に告示をする予定でございます。

最後に委員の皆さまにご理解とご了承をいただきたい点がございません。

さきほど説明させていただきましたとおり、「都市計画区域マスタープランの改定」と「都市計画区域の統合」につきましては、県決定によるものでございますので、本審議会への付議案件ではございません。しかしながら、手続きの過程におきまして、スケジュールにも記載させていただいておりますとおり、今月上旬に県から意見照会が来ております。意見照会につきましては、都市計画法上は「関係市町村の意見を聴く」となっておりますことから、県におきましては、都市計画審議会に諮るか、諮らないかは各自治体の判断にゆだねるとの方針がでているところでございます。

本市といたしましては、改定後の都市計画マスタープランが、本市に関することのみが記載されているものではなく、筑豊地区全域という、広域的な視点で記載されておりますことから、本市以外の区域との整合を図った上での見解が必要となります。

そのため、「都市計画区域マスタープランの改定」と「都市計画区域の統合」に関しましては報告という位置付けをしております。

なお本日、当日配布資料②として改定後の「筑豊都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を配布しておりますので、内容等について意見等がございましたら、8月10日（水）までに当課の方にご連絡いただき、意見聴取につきましては個別に対応させていただきたいと考えております。

その結果、県都市計画審議会への意見の申出の要望がありました場合は、市の意見書として提出するか否かにつきましては最終判断は依田会長に一任するというところで了承いただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告第2号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の集約等についての説明を終わります。

議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。
報告第2号について、説明をしていただきました。
この件につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員

今の事務局説明で、会長に一任していただきたいという風に言ったの

は、何を一任することを提案したんですか。

議長（会長）

最後のところをもう一度。はい、事務局、どうぞ。

堀江都市計画課長

市の意見として提出するかどうかについての最終的な判断となります。

委員

これの中身でしょ。中身を見て意見があれば。

委員

意見書を出すかどうかについて会長に一任する提案ですか。中身じゃなくて、出すかどうかについて。

堀江都市計画課長

中身についての意見があった場合についてです。

委員

ということは、意見が8月10日までに出た場合でも、会長が認めなければ、意見が出ても出さないということが選択肢としては残るということになりますね。

堀江都市計画課長

都市計画審議会として、市の意見として出すかどうかということで、市の意見として、出さなければならないという判断をした場合については出すということで考えております。

委員

そういう審議会の運営は無いと思うんですよね。審議会で意見がこういった形で出されればね、多数の意見がこうです、あるいは少数の意見がこうですということで、まとめていくこともできるわけですよね。意見が出ているのに、出すかどうかは会長に一任してくださいというのはね、あまり良い方法とは思われませんね。基本的に出た意見はこういうメンバーが集まっている訳ですから、意見書としてまとめて出すという方向でね、その方向で会長に一任するとかねいうのはあるけど、出すか出さないかを会長に一任してくださいってという提案はちょっといただけないです。

委員

委員が言ってるのは確かです。確かですけど、言いたいことはもう少し明確に言わないといけないと思うんですよ。なんでかというんですね、この資料に対しての意見があればなので、やり方が少しずれているんですよ。委員が言うように、意見があれば、時間的には10月まであるんだから、意見があれば、こういう風に出ましたよと、事前に資料もいただきましたように、こういう意見がでましたので、ここについてはこういうことで会長に一任したいということによろしいですかという手法も一つの手法だろうと思います。そこのところも委員が、我々、審議委員はどう捉えりゃいいのかっていうのが一つあると思いますけれどもね。審議会も開かずに会長に一任してからそれを出してしまうというのは。そこもちょっと解せないところもありますけれどもね。やりたいからそういう形で整理したんでしょうから。こういうことでやらせていただきますという答えを言わないから、そういう意見が出ると思います。私も委員の意見には多少賛成です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

今回の県に対する意見書の提出というのは、この3の中身について意見を言うということですか。そうすると、委員が言われたように、私が一任してっていうわけにはいかないと。こういうものを出しますと報告する場が必要じゃないかと。

委員

審議会を開く暇がないということもあるじゃないですか。こういう理由があってということを確認に言わないから。

堀江都市計画課長

ちょっと説明が足りませんでしたけど、この資料2ですね、この中身について、また集まってもらって審議するという時間ありませんし、中身について審議会としての意見ということをもとめていただいて、出すということでさせていただきたいと思います。ちょっと説明が足りませんでした。申し訳ありません。

委員

まとめて出されると誰がどの意見を出したかわからないようになる。なんらかの説明をして、会長を含めてこういう意見書にしましたよ、という過程を報告するべきじゃないかということなんですよ。でしょ。それで、納得しない部分もあるかもしれませんが、よくここまで整理されたなという上では問題ないんですよ。

議長（会長）

日程的には8月10日までに提出をして、実際にまとめて意見書を提出するのはいつになるのでしょうか。

堀江都市計画課長

すいません。事務局の方にですね、こういう意見ということで出てきた場合については、それをまとめまして、それについては、また集まってもらうという日にち等も考えますと、非常に厳しいのかなと思いますので、会長の方と協議しながら、後日、それについてはこういう風な意見を飯塚市として出したいという報告については個別に行いたいと思います。

議長（会長）

基本的には、意見を8月10日までに出示していただいて、それをまとめて出す。先ほども言われましたが、出すか否かの否の方になっちゃうとですね、やはり委員の方々がなんで、という話になりますので、それは無しにしたいと思います。今回の当日配布資料を私も先ほど見たんですが、ちょっと筑豊という地域性に対してですね、これでいいのかなという部分もいくつかあります。例えば、35ページ、あるいは36ページの環境都市づくりに関する都市計画の決定方針というのがあるんですけども、当たり前と言えれば当たり前なんですけど、例えばヒートアイランド現象とか下水道などの流入雨水の平準化など、割と大都市圏のイメージで作られた文章なので、果たして筑豊都市圏というくくりの中で、こういう内容でいいのかなという感じもちょっとしています。ですから、委員の方も中を見て頂いてですね、ご意見等も出てくるかと思えますので、それについては8月10日までに担当課の方に出していただければと思います。よろしいでしょうか。

委員

今のでわかりました。それで、全体についての私の感想的な意見を述べておきたいと思うんですけども、私は、今聞いた範囲、または読んだ範囲では、このようなことをする必要がほんとにあるのかという感じなんですよね。一つは無駄に県の機能を肥大化させることにつながるだけではないかと。県の仕事を増やすだけなのではないかという風に思うんですね。従来通りでなんの支障があるのかという印象です。それからもう一つはですね、その一方で、市町村の、ここでは飯塚市の、すでにある都市計画マスタープランと矛盾するものが広域の名によって、押し付けられることがないかという危惧を持つんですね。少し具体例を言った方がいいかもしれませんので、言いますと、例えば、二瀬地域と幸袋

地域にまたがる白旗山。一条工務店がメガソーラーの大開発をやろうとしてますよね。飯塚市長は意見を求められて、都市計画マスタープランなど、まちづくり方針と整合性が図られていないという意見書を出しました。にも関わらず、それが林地開発の許可基準との関係で関わりがないということでしょうか。それは事実上、蚊帳の外という感じで開発許可を出しています。その後ですね、この白旗山に絶滅危惧種2類のカスマサンショウウオが生息しているという情報が地元の方から寄せられています。これに近い同様の記事が西日本新聞に「筑豊の生物達ウォッチング」ということで、久保山さんっていう方ですね、投稿が載せられています。別のルートでもこのことを確認いたしましたけれども、こうしたことは市のマスタープランが緑地保全地域と決めている訳なんですけれども、これに基づいて丁寧な市の方針に基づく仕事をしていこうとした時に県が広域の名によってですね、それを無視、あるいは押しつぶしてしまうという道筋を作ってしまうことにならないのかという心配をしております。それから他にも具体的に物事を考えてみるとですね、先ほど会長も言われましたけれどもよその地域で通用することを個々の地域でも通用するはずだというようなスタンスで持ってこられると非常に困るという風に危惧をしております。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。

委員、どうぞ。

委員

改めて言うのはおかしいんですが、実は、今日配っていただいた資料ですから中身はあまり読む暇はなかったんですが、中身について色々文言が書いてありますがこれについては何かひな型があったんですかね。若干、決まり文句みたいなのが並んであるからですね。

議長（会長）

たぶんひな型でしょうね、これは。

委員

なぜ私が言うのかはですね、たぶんこれが55、縮小して13ですか、であるということについては、私は何となく気づいていたんですけども、昭和の合併から続いて平成の合併入りましたよね。そういう中で、旧飯塚市も1市4町が合併しましたがけれども、その中でやはり遅れている地域もあるわけですよ。どの地域を整備すべきかというのも色々あると思いますが、そういうことも含めてですね、平成の合併があったからこそ、県の本庁の方も計画の見直しを図ったんだろうと。国も含め

て。若干、桂川地区は入ってませんがね。そういう流れもありますので、資料から見ると、あちこちが透け、桂川の方が透けてるみたいですから。そういうことで新たな見直しをして、だから文章的にも私は少し見直すべきじゃないかなという気がするんですけどね。ていうのが、次の資料にあるかと思いますが、見た中では JR の交通アクセスの問題とかありますけど、ご存じのとおり JR は無人化駅も 2 か所しましたし、駅はあるのに止まらないとかいうこともしてきている。だからせつかくですから、都市計画区域の整備も含めて、筑豊都市圏をどうすべきかという文面的にも少し努力していただければと思うんですけどね。そうしないと、環境がかなり変わってきているんですよ、今。JR なんか一方的にやってきましたからね。そういうことです。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。

他にご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、確認になりますが、県の案についてご意見が 8 月 10 日までに担当課までご連絡ください。その後、まとめて対応をしたいと思います。よろしく願いいたします。他になければ報告第 2 号の審議は終了させていただきたいと思います。

それでは、その次、報告第 3 号飯塚市立地適正化計画の策定について、こちらの方を事務局より説明をお願いします。

報告第 3 号（久原地域連携都市政策室長）

地域連携都市政策室の久原と申します。

それでは飯塚市立地適正化計画策定につきまして、策定の進捗状況を皆様の方にご報告させていただきます。

本市の立地適正化計画は、飯塚市地域連携都市政策協議会での 4 回の協議を経まして、5 月 31 日に計画の素案を公表し、6 月 3 日から本日 7 月 25 日まで計画素案に対する市民の意見を募集しております。また、この期間中 6 月 29 日から 7 月 22 日まで本市の第 2 次総合計画素案の説明とともに、12 地区で市民懇談会を開催してまいりました。

本日、委員の皆様には資料 3 といたしまして、計画の素案と市民懇談会の際に使用しました計画の説明資料、そしてこれまでの市民懇談会で寄せられた意見などをまとめた資料をお配りしております。

前回の本審議会でもご報告しておりましたが、今回公表しました素案（骨子案）は、計画の基本的な考え方と区域設定の考え方の骨子をまとめたものとなっております。

それでは、計画の概要を資料 3 の計画の素案（骨子案）展開図で説明させていただきます。

A3サイズの資料になっておりますが、この資料3の左端の方から説明を進めてまいります。

人口減少、人口動態の変化によりまして生活上の様々な課題が浮き彫りとなっております。大きく分ければ生活利便性の低下と地域活力の低下が人口減少下での今後の地域の課題であると捉えております。この課題に対応するためには、人口密度の維持、生活利便性の維持、地域コミュニティの維持を図っていく必要があると考えており、このための都市構造として、中心拠点と地域拠点を基本に、公共交通ネットワークの交通軸でつなぐ拠点連携型の都市を目指すとともに、この都市基盤の上で各種施策を一体的に進めることで、①将来の暮らしを支える生活環境づくりと②飯塚市の魅力を高める都市環境づくりを進めていく、そして、そのことが本市の都市目標像である「住みたいまち 住み続けたいまち」の実現につながっていくという計画の整理をしております。

さらに、この資料中頃の「目指すまちづくりの方針」のところでございますが、①将来の暮らしを支える生活環境づくりと②飯塚市の魅力を高める都市環境づくりを進めていくために実施する施策の方向性を示し、この計画の進捗状況を図っていくための目標設定も行っていくことを計画の中に示しております。

こうした目指すまちの実現のために、立地適正化計画の制度を活用するという考え方に立っております。

この資料の右側には、本市の立地適正化計画における区域設定の考え方として、都市機能誘導区域と居住誘導区域のそれぞれにおいて、区域設定する際の客観的な視点を提示しております。また都市機能誘導区域においては、都市の機能の集積の状況を本市の状況から5つの型に分類して考えていくことも提示しております。

この立地適正化計画においては区域の設定が大きくとらえられがちですが、都市構造の検討とともにまちづくりの施策とを一体的に進めていくことが必要であり、人口減少下で持続可能な都市であり続けるためにどのようなまちをつくっていかうとするのかを提示し、市民の皆様とともにまちをつくっていく計画であると考えております。

こういった内容を市民の皆様にご説明していくにあたっては、特に計画の意義など理解していただきたいと考えまして、なるべく専門的な用語は避け、できる限りわかりやすい言葉を使って作成した資料が別冊となっております、A3サイズ、カラー刷りの計画の「説明資料」と書かれた資料となっております。

こちらのカラー刷りの3枚綴りのこちらの方の資料をお出しいただきたいと思います。こちらの資料の1ページでは、上段の人口減少の傾向と拡散型の土地利用が続いていることをはじめといたしまして、中ほど以降で飯塚市の現状についての主だった項目と、そこから見えてきた将来における課題についてイラストを用いて整理し、このような状況の中

で暮らしやすさや公共交通の使いやすさについて考えていくために立地適正化計画を策定していこうとすることをこの1ページのところで示しております。

それではその裏の2ページをお願いします。

2ページ目では、1ページ目で見えてきた課題を解決するためのまちづくりの方向性を示しております。

この資料の左下段になりますが、今後のまちづくりの方向性としては、拠点連携型都市づくりと本市のまちづくりの施策とを一体的に進めることで、将来の暮らしを支える生活環境の実現や飯塚市の魅力を高める都市環境の実現を図っていきたいと考えていることをこちらの方の資料で示しております。

このページの右側の資料は、目指すまちづくりのための都市構造について説明しております。この2ページの右半分のところがございます。拠点連携型都市として、都市計画マスタープランに掲げております中心拠点と地域拠点に加え、立地適正化計画におきましては、まちづくり活動の拠点である地区公民館を中心としたコミュニティ拠点を設定し、それらの拠点を公共交通軸でつなぐ構造を考えております。

立地適正化計画におきましては、このような都市構造の具体化とともに、まちづくりの施策を一体的に取り組みすることで、この計画で実現していきたいこと、施策の方向性を右下段に示しております。

続きまして、3ページ目に移ります。

こちらのページでは、立地適正化計画の中で具体的に設定していくこととなります、都市機能誘導区域と居住誘導区域について、その設定の視点をそれぞれ掲げております。

このページの最上段に記しておりますが、この立地適正化計画は、区域を設定することが目的ではありません。区域設定は、人口が減少する中でも暮らしやすいまちをつくっていくための一つの手法と捉えています。

また、このページの下段の方では、立地適正化計画を策定することで必要となつてまいります届出制度についての説明と、右下の方には、計画の進捗管理のために必要となる目標値を今後設定していくことについて、説明をしております。

それでは4ページ目をお願いいたします。

こちら、4ページ目の資料の左側は、立地適正化計画を策定する意味、飯塚市の抱える課題に対して、拠点連携型都市という都市基盤の上で各種施策を展開させることにより、本市が目指す都市を築いていこうとする、これまでの説明をポンチ絵で展開図として示しております。また、右の絵は計画で実現したいまちの姿をイメージしていただけるようなイラストを掲載いたしまして、計画を策定する目的であります「地域の

つながりと豊かなコミュニティを育めるようなまちづくり」を改めて理解していただけるような資料として作成をいたしました。

5 ページをお願いいたします。

この5 ページのところでは、この資料の中で説明しておりました内容を文章でまとめてQ&A として掲載させていただいております。

特に、住民懇談会で説明しました内容はこの緑の「なぜ居住誘導区域を設定するの？」という区域設定の意味について説明をさせていただきました。この緑の枠の6 行目をご覧くださいと思います。こちらの方に示しておりますとおり、また、都市の活力を維持、増進させるためには、新たな居住者を呼び込むことも必要です。飯塚市は福岡都市圏や北九州都市圏のアクセスに恵まれており、本市の強みともなっております。このため居住誘導区域は都市圏からの居住者を誘導することで、人口減少をゆるやかなものとする役割にもなります。なお、市民のライフスタイルや居住地選択の条件は様々であり、居住誘導区域にしか住んではならないというものではありません。居住誘導区域は生活に必要なサービスを維持するためには、それらを利用する人を確保していくことが必要と考えるもので、住む場所の選択肢の一つとして設定するものです。

この内容につきまして、住民懇談会では特に説明をさせていただきました。

この資料を用いまして、繰り返しになりますが、先週金曜日の 22 日まで 12 地区公民館において市民懇談会を開催してまいりました。

その懇談会の開催結果を先ほど見ていただきました計画展開図の次のページに添付しておりますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

市民懇談会で出ました意見を計画全般、計画全般、区域設定、交通、地域活性化、その他に分類して、今回、整理をさせていただいております。おまなご意見の中の計画全般の項目の中では、この資料の2 ページのところになりますけれども、この立地適正化計画を評価していただくご意見があった一方で、2 番目の黒丸になりますけれども、地域の切り捨てにつながるのではないかとのご心配を示されたご意見もありました。

またこの2 ページの下のところですが、農地の保全がなされていない現状を指摘されたご意見もあります。

次の3 ページに移らせていただきます。

3 ページの区域設定につきましては、今回、この立地適正化計画でコミュニティ拠点の設定について、ご理解いただくご意見をいただいております。また、区域設定の在り方についてもご意見をいただいております。

その下の交通のところですが、上から4 番目のところから5 番目のところで日常生活に支障をきたさないように公共交通の充実を求

める声が出されております。

それから4ページに移ります。

4ページの地域活性化の項目につきましては、地区それぞれの課題について皆様からあげていただいたものをまとめたものです。下から2番目のところですがけれども、大学と地域のつながりをもっと深めていきたいというご意見もいただいております。

それからこの4ページのその他の項目で整理しておりますのは、飯塚市の強みを生かした、実質的な豊かさが感じられるまちづくりを求めるご意見や5ページのところになりますけれども、若い世代のためにまちづくりを行ってほしいというご意見、市民の生活を第一に考えた計画にしてほしいというご意見などをいただいております。

これらのご意見を計画策定に生かしていきたいと考えております。

この後の計画策定のスケジュールですが、8月中旬に第5回の地域連携都市政策協議会を開催し、具体的な区域の検討を行う予定です。その後、区域案を市民の皆様に見ていただいた後、10月には計画の完成を目指していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、計画策定の進捗状況についての説明を終わらせていただきます。

議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、報告事項第3号につきまして、説明をしていただきました。今の説明に対してご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

スケジュール的な話なんですけれども、今、素案というのは出されてますけれども、最終的なまとめというのはいつぐらいになるのでしょうか。

久原地域連携都市政策室長

できましたら、10月にはまとめていきたいという風に考えております。

議長（会長）

わかりました。

たぶん線引きというか区域を設定していくのがすごく大変になると思うんですけれども、あるいは区域を設定された段階でなんでここは入らないでここは入るんだという話も出てくるかと思っておりますけれども、それに対して市民の方にヒアリングみたいなことはするんですか。

久原地域連携都市政策室長

はい。区域については皆様に見ていただいてご意見などをいただこうと思っております。また、今後も立地適正化計画の理解を深めていただくための説明は引き続き行っていこうという風に考えております。

議長（会長）

ありがとうございました。

他にご意見はありますでしょうか。委員、どうぞ。

委員

また別の機会にとでも思ったんですけども、せつかくの機会だから、一言だけ。一番最初の展開図がありますね。ここで課題が列挙され、説明もありました。全体については意見もあるんですけども、この課題というのがですね、今、困っているのを何とかしなくてはならないという課題の捉え方が挙げられていると思うんですよ。しかし、2市8町、1市4町の時代からですね、無駄に我々は時を過ごしてきたわけではないと思うんですよ。それで、この間の成果、良いところはどういうところがあるのかと。それは、なぜ良いものが厳しくなっているとはいえ残っているのか、だとかいう地域、地元の持っている力をですね、やっぱり見出して自信に変えていく必要があるんじゃないのかなというのがあります。その力がここで挙げられている困ったこと、課題が挙げられているんですけども、これを片付けていくというか、乗り越えていく力になるんじゃないかと思うんですよ。だから、くどいですが、今、今瞬間困っていることだけを取り上げて、これをどうしたらいいんだろうかっていう問題の立て方だけではね、地域の力は十分には引き出されないんじゃないかと。仮に後退したとしても残っている良いところを大事にして、残している力は何なのかという角度でね、迫っていった方がいいんじゃないかなというのを思いますので、それだけ述べておきたいと思います。

議長（会長）

はい。ご意見どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

すいません、1点だけ。素案の72ページ、計画の評価というところなんですが、これを見ますと、この都市計画審議会の役割というのが非常に大きいです。今、そこにも書いてありますように、報告をされたものに対して、当審議会では第三者評価という形で意見を言わなくてはいけないということになっています。計画の見直しというのもそうだと思いますが、その際に評価軸あるいは評価項目ですよ。どういうものに対して評価すればいいのか、あるいは与えられた何に対して評価すればい

いのかというのが全く書かれていないので、この計画が出来た後、審議会で審議する際に非常に大変になる可能性がありますので、できたら計画の評価とまだ1ページだけになっていますけれども、もうちょっと詳しくですね、評価項目とか評価内容について記載していただくと都市計画審議会としては審議会を進めていきやすくなるじゃないかという風に思います。

久原地域連携都市政策室長

ご意見ありがとうございます。少し、今後の計画の評価については、本日は説明させていただきませんでしたでしたが、こちらの方で皆様にお配りしておりますのは素案という考え方をまとめたものでございまして、実は皆様にお配りしております素案の52ページのところにこの計画の進捗状況をどういう風な形で図るべきなのかという風なことを52ページに少し頭出しをさせていただいておりますが、このような評価が良いのかどうかというようなところがまだ少しずつ色んなご意見をいただいているところですので、この辺りは、最終までにはきちんとまとめていきたいと考えております。

議長（会長）

はい。ありがとうございます。
他によろしいでしょうか。
委員、どうぞ。

委員

今、言っていた評価、52ページですけれども、議長も言ってありましたようにですね、この地域の良いところ、これは委員も言われましたけれどもね、それを少し入れられたらどうでしょうか。これには全然入ってませんよね。だから、地域の良いところが加味されていない部分が全体だろうと思います。お題目みたいに大きく言葉では、例えば農業は筑穂なのかとか、旧飯塚の商店街通り辺り、本町とかいうのはもう都市化されていると、それをいかに今後、変えていくのかという話の論点はそれでいいだろうと思いますけれども、地域の評価された部分、そういうのが先ほどから意図した部分ではなかろうかと思います。それを間に入れてどうするのか、整理はお任せしますが、そういうのが全く見えていないのは、確かですね。だから私もそういう気がしました。以上です。

議長（会長）

はい。ありがとうございました。
まだ途中段階ということでぜひ検討に加えていただければと思いま

す。よろしいでしょうか。

それでは、無いようなので報告第3号の審議は終了したいと思います。

続きまして、報告第4号の飯塚都市計画公共下水道の変更についてこちらの方、説明をお願いいたします。

報告第4号（秋山下水道課課長補佐）

下水道課課長補佐をしております秋山でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

報告第4号 飯塚都市計画公共下水道の変更（飯塚市決定）について座って説明をさせていただきます。

資料1の1ページ左側をお願いいたします。

まず、飯塚市の整備状況を説明いたします。

飯塚市の公共下水道は昭和43年度に事業着手し、昭和49年4月に処理を開始、以降事業の促進に鋭意努力を行っております。現在、平成27年度末現在で整備率54.1%、下水道普及率45.9%、水洗化率87.3%となっております。

次に、追加変更区域と理由を説明いたします。

追加変更区域については、汚水処理構想に基づき、全体計画を策定し、長期的な視点で計画的にかつ効率的に決定しています。また、公共用水域の水質保全、地域住民の生活環境の改善及び自然環境保全を図るものであり、汚水及び雨水の排水区域にそれぞれ約22haを追加し、汚水区域を約2,267haに、雨水区域を2,338haに変更するものです。詳細については、別途箇所にて説明いたします。

昨年度も説明いたしましたが、公共下水道、都市計画決定、汚水処理構想について簡単にご説明いたします。

公共下水道は、家庭や工場等から排出されるし尿、雑排水を含む下水を排除し処理するための市町村が管理する施設であり、生活環境の確保及び河川等の水質保全を図るもので、都市生活に欠くことのできない施設であります。

都市計画決定については、公共下水道は健康で快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質の保全を図るとともに浸水の防止など広範囲な機能を有しており、都市生活に欠くことのできない根幹的な都市施設のひとつとして、施設整備の区域などを明示し、長期定期的な視点に立ち計画的かつ着実に整備を進めるため、都市計画決定を行います。

汚水処理構想は、汚水処理を所管する3省、国土交通省、農林水産省、環境省による汚水処理構想策定マニュアルが平成26年1月に策定されました。また、県の汚水処理策定方針に基づき飯塚市においても平成26年度に汚水処理構想の見直しを行い、飯塚市全域を汚水処理構想の処理区分に基づき公共下水道、合併浄化槽等の区分けをしております。

1 ページ右側をお願いいたします。

スケジュールでございますが、現在、公共下水道の都市計画変更についての原案作成にあたり、市民の方々の意見を反映するために、該当する地区において地元説明会を開催しております。

今後は、農振協議を実施し、都市計画原案の縦覧を9月上旬から2週間予定しております。10月に2回目の都市計画審議会にて報告を予定しております。

なお、住民意向等や農振協議等で区域に変更がありましたら、報告を予定しております。

都市計画の法定縦覧を12月上旬から2週間を予定しております。その後、12月開催予定の都市計画審議会にて付議を行い、ご了承いただきましたら県への法定協議を平成29年1月上旬に行いまして、県法定協議からの回答を1月中旬に受けた後、県都市計画決定告示を1月下旬に予定しております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

こちらは汚水区域の総括図となっております。

資料の中のA・Bと赤線で丸く囲まれた範囲の赤色で塗られた範囲が今回の追加変更区域の範囲でございます。

追加する区域の内訳としましては、Aの伊川地区が19.7ha（せき損センター北側）、Bの相田地区が2.5ha（けやき台団地南側）を区域に追加する予定です。

3 ページをお願いいたします。

Aの伊川地区を表した図面でございます。

ここでは、全体計画区域のラインを青色で表示しております。この青色の枠内は、汚水処理構想の処理区分として公共下水道区域となっております。枠内において赤色と緑色と色なしの場所が都市計画として決定していない区域、いわゆる区域外となっております。図面上の黒い矢印につきましては、地形の形状から水の流れる方向を示しております。赤色と緑色に着色した流域の汚水は、黄色で着色した国道201号の中に施工していく下水道幹線に集まった後、柳橋にある終末処理場へ流れていきます。この下水道幹線整備が赤色の右側の部分の交差点飯塚消防署二瀬派出所横まで完了することから、今後、既整備区域の上流域である下水道整備計画に基づき継続して進めていく上で、都市計画決定区域を追加する必要があります。グレー色の区域に隣接し黄色に着色した国道201号に設置する下水道幹線に流れ込む最も下流側である赤色着色の区域が今回、都市計画決定区域としてご審議いただくA箇所となります。

なお、6月18日の地元説明会においては、区域の追加について了解をいただいております。

4 ページをお願いいたします。

相田地区の追加区域の図面の説明になりますが、凡例等の説明は先ほ

どの図面の説明と同じになりますので省略させていただきます。赤く着色している箇所が今回追加を予定している区域です。

けやき台団地の大型浄化槽の老朽化に伴い、地元からの公共下水道接続要望があったため、隣接する地区の区域を都市計画決定区域に追加するものです。5月28日に地元説明会を実施し、了解をいただいております。

なお、けやき台団地は、既に都市計画決定区域になっており今回は追加する区域にはなっておりません。

5ページ以降につきましては、伊川地区、相田地区の汚水計画図、雨水計画図を付けておりますが、只今ご説明しました汚水の内容と理由や追加範囲全てが同様の内容でございますので、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第4号の資料の説明を終わります。

議長（会長）

はい、どうもありがとうございます。

報告第4号について説明をいただきました。

二瀬処理系統の伊川地区と相田地区についてのご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

はい、委員。

委員

長々と説明いただきありがとうございます。

まず、説明の中でですね、確か課長補佐が言われたのは、公共下水道について、汚水と雨水との合併処理をやってますよと。聞き間違えですかね。汚水だけを流すんですかね、両方流し込んでという解釈をしてみましたけど。

秋山下水道課長補佐

今回計画しているのは分流地区です。

委員

私が言っているのは地区じゃないです。地区を言っているわけじゃなくて、この計画の中身がですね、同じ管の中に汚水と雨水が入っているんですかというのが確認したかったんです。分流型。それなら私の勘違いです。完全に同じ区域をやられているからですね。同一管に流しているのかなと。一般的に下水は分流型が多いんですけどね。それでも雨水は入り込んでくるんですけど。わかりました。それでですね、私が確認をして言いたかったのは、予算が足りないのかもしれないんですけど、管線がすでに通っているんですよ。やってないところについては、遊んで

いるんですよ。例えば1分間に1トン流すことが出来るといっても、まだつないでないから半分ぐらい、0.5トンぐらいしか流れていない。だから、0.5トン分は遊んでいるですよ。できればですね、予算が許せば、積極的にやっただければと思っっているんですよ。というのは、明らかに家が建っているところを中心に描かれていると思いますけれども、まだ鎮西中学校辺りは家があるのに、全然入ってませんよね。青で囲んであるけれども、未処理が多いですよ。そういうところは合併浄化槽にされているのかもしれないけれども、できれば、積極的にそういうところをというか田んぼのある地域を通すのも一つかもしれないけど、そういう計画を予算の許す限り。これはなぜ下水道が必要なのかというのは、言葉は悪いですが、飯塚市は垂れ流しです。下の方の小竹とか直方は水を飲むんですよ。環境的なものから言ったら積極的に取り入れるべきじゃないかなと思います。議会の皆さん、4人ほどお見えになってますけど、議会の方でもそういうことを積極的に取り組んでいただければと思っっているんですけどもね。これは飯塚市がここに持つてくるということも言えるかもしれないけれども、実質的には、穂波川の上流から取っている久保白ダムが一番大きいだろうと思いますけれどもね。だから、合併したから今、いいんですけど。合併してないよその町からもらっている水を飯塚市が処理していないから汚染率が高くなると、いうことであってはいけないんですよ。合併したからこそなおさら積極的に取り組んでいただいきたいということで、虫食い型じゃなくてももう少し、囲み型で整備いただければと思います。以上です。

議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。
その辺の検討はよろしいのでしょうか。

秋山下水道課長補佐

意見についてなんですけれども、下水道管渠というのが自然勾配をつけてから整備していきますので、一番下流から整備していくのが原則ということになってきますので、今回、都市計画決定区域の追加箇所につきまして下流の方から整備していくということで、先ほども説明の中で既設幹線自体の整備は完了しましたから、上流側の方を整備していこうということで下水道計画を決定しています。

委員

わかります。私が言っているのは、できれば、かなり進捗率を高めていただきたいという意味です。理屈はそうです。下からつながないと上からつないでいく問題じゃないと思います。理屈はわかります。私

も過去、流域下水を扱ったことがありますので。予算も大変だろうと思いますけれども、補助率はなんぼやったですかね。公共下水道の補助率は、国の補助率はなんぼぐらいありました。

秋山下水道課長補佐

公共下水道の補助率については一般管渠については2分の1という補助になっています。終末処理場関係については、10分の5.5というような補助ということになっておりますけど、一般管渠につきましては、さきほど申しあげました2分の1の補助ということになります。

委員

ぜひ、大変でしょうけど、下流からしていくのは十分承知してますので、2回前ぐらいの都市計画審議会で委員が言ったように、するべきものはどんどん進めてください。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。
他にご意見ございませんでしょうか。
はい、委員。

委員

相田地区のことについてお尋ねします。
一つは汚水の方ですね、相田地区の2.5ヘクタール。ここにお住まいの方は汚水の下水道が利用できるようになるということですか。

秋山下水道課長補佐

今回、都市計画区域決定として追加範囲の区域につきましては公共下水道の方が利用できる範囲ということで決定区域についても今回追加しております。

委員

そしたら、けやき台の自前で持っていた汚水処理施設が老朽化した、それを接続するのに合わせて2.5ヘクタールも下水道を利用できるようにしますってということなんですね。

秋山下水道課長補佐

そうですね。今、委員の方が言われたとおり、けやき台の汚水につきましては図面の方でも明示してますけど、汚水の流れる方向というのがこの図面で言いますと右から左の方に汚水が流れていきますから、その

流域の区域についても一緒に利用できるようになるということで計画しております。

委員

それから、説明資料の 1 ページの右側に表がありますけれども、1 番上の行に関係地区、相田自治会説明会 5 月 28 日、出席者 13 名と書いてありますが、これはけやき台自治会というのもあると思うんですけども、ここは入っていないのか、それから合わせて聞きますけど、出席が 13 名なんですけど、どういった疑問とか意見が出されたかお尋ねしたいと思います。

議長（会長）

はい、回答をお願いします。

秋山下水道課長補佐

けやき台団地につきましては、平成 23 年ぐらいに地元自治会長から公共下水道の方に接続したいという風な意向というのがありましたので、現在まで協議自体を進めてきたんですけど、今年の 12 月の 20 日の日にけやき台団地の公民館の方で下水道接続に関する説明会というのを開催しております。自治会の公民館の方で自治会の役員の方とか隣組長ということで 36 人が参加されて、今現在が大型浄化槽の方で汚水処理をされてありますが、公共下水道の方にですね、接続することによって受益者負担金とか下水道使用料とか今後の下水道のスケジュール関係について公民館に下水道課が伺って説明をさせていただきました。平成 28 年 3 月末に自治会の総会というのが開催されて、自治会として下水道への接続の承認自体をいただいたということで、自治会長の方からその報告自体を受けております。

議長（会長）

相田についてはいかがですか。

西岡建設係長

5 月 28 日の相田公民館で行いました説明会においてですけれども、主な質問内容はですね、料金の改定等の話がありまして、料金が今の水道料金の 1.5 倍程度付加された形になるとか、一時金なんですけど、受益者負担金のお金がかかるとか、そういった接続後の質問が主にありました。そういった話をご説明して、納得していただいているところです。

議長（会長）

よろしいですか。

はい、委員。

委員

ここは、けやき台の上方の山の斜面がメガソーラー開発によってですね、水害の心配があるところなんですけれども、今度は雨水の方なんですけれども、相田川があふれやすくなったという風に地元の方から聞いているんですけれども、その場では、雨水を投入することによるですね、常に言っているんですけども、相田川の水害についての心配とかは特に聞いておられませんか。

秋山下水道課長補佐

委員の方が言ってらっしゃるのは、相田地区での説明会で話が地元の方から出たかということでしょうか。

相田地区の説明会の方では、雨水に関する内容の話は特にありませんでした。

議長（会長）

ということで、よろしいですか。

他によろしいですか。

それでは、第4号の報告につきまして質問は無いようなので、これで議事を終了ということにしたいと思います。

以上をもちまして、本日用意されておりました報告事項4件ですね、議事を全て終了したいと思います。

それでは、事務局に進行をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局

依田会長、どうもありがとうございました。

また、本日は委員の皆様方におかれましても、貴重な意見等を頂き、誠にありがとうございました。

今年度は、本日、審議していただいたような案件で、審議会を進めていくことになるかと思えます。委員の皆様方におかれましては、今後とも、様々な都市計画決定案件等をご審議いただき、引き続き、本審議会の運営に関しまして、ご支援・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

なお、本日の報酬につきましては、8月5日（金）に指定の口座へ振り込みをさせて頂く様に考えております。

それでは、これもちまして、第20回飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもおつかれ様でございました。

<p>会議資料</p>	<p>・ 第 20 回 飯塚市都市計画審議会 「資料 1」「資料 2」「資料 2-①」 「資料 2-②」「資料 3」「資料 3-①」 「資料 3-②」「資料 4」</p>
<p>公開・非公開 の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0 人)</p>
<p>その他</p>	